

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 1	2 月 県 議 会 定 例 会 の 開 催 状 況 に つ い て	令 和 7 年 4 月 10 日 警 務 部																								
報告事項																										
2 月 県 議 会 定 例 会 に お い て 、 代 表 質 問 で は 「 サ イ バ ー 空 間 の 脅 威 へ の 的 確 な 対 処 」 等 に つ い て 、 総 務 委 員 会 で は 「 詐 欺 被 害 対 策 」 等 に つ い て 、 一 般 質 問 で は 「 信 号 機 の 設 置 に よ る 交 通 安 全 」 に つ い て 、 そ れ ぞ れ 質 疑 答 弁 が 行 わ れ た 。 公 安 委 員 会 関 係 議 案 に つ い て は 、 「 令 和 7 年 度 香 川 県 一 般 会 計 予 算 議 案 」 等 6 議 案 が 上 程 さ れ 、 い ず れ も 原 案 ど お り 可 決 さ れ た 。																										
1 会期 令和 7 年 2 月 17 日（月）から同年 3 月 19 日（水）までの 31 日間 2 代表質問（2 月 20 日） <table border="0"> <tr> <td>自 民 県 政 会</td><td>大 山 議 員</td><td>○ サ イ バ ー 空 間 の 脅 威 へ の 的 確 な 対 処 に つ い て</td></tr> <tr> <td>国 民 民 主</td><td>山 本 議 員</td><td>○ 犯 罪 防 止 に 向 け た 取 組 に つ い て</td></tr> <tr> <td>立 憲</td><td>富 野 議 員</td><td>○ 警 察 に お け る 人 材 確 保 策 及 び 防 犯 対 策 等 に つ い て</td></tr> </table> 3 総務委員会（2 月 26 日） <table border="0"> <tr> <td>国 民 民 主</td><td>五 味 委 員</td><td>○ 詐 欺 被 害 対 策 に つ い て</td></tr> <tr> <td>自 民 県 政 会</td><td>天 雲 委 員</td><td>○ 大 麻 事 犯 へ の 対 応 に つ い て</td></tr> <tr> <td>立 憲</td><td>米 田 委 員</td><td>○ ス ト ー カ ー 加 害 者 治 療 の 現 状 と 課 題 に つ い て</td></tr> <tr> <td>自 民 県 政 会</td><td>尾 崎 委 員</td><td>○ さ め き 浜 街 道 の 四 車 線 化 に 伴 う 交 通 安 全 対 策 に つ い て</td></tr> </table> 4 一般質問（3 月 14・17 日） <table border="0"> <tr> <td>国 民 民 主</td><td>三 木 議 員</td><td>○ 信 号 機 の 設 置 に よ る 交 通 安 全 に つ い て</td></tr> </table> 5 公安委員会関係議案の採決状況 公安委員会関係議案については、 ・ 令和 7 年度香川県一般会計予算議案 ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例議案（公安委員会関係） ・ 香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例議案 ・ 香川県警察本部組織条例の一部を改正する条例議案 ・ 権利の放棄について ・ 令和 6 年度香川県一般会計補正予算議案（追加上程） の 6 議案が上程され、いずれも原案どおり可決された。			自 民 県 政 会	大 山 議 員	○ サ イ バ ー 空 間 の 脅 威 へ の 的 確 な 対 処 に つ い て	国 民 民 主	山 本 議 員	○ 犯 罪 防 止 に 向 け た 取 組 に つ い て	立 憲	富 野 議 員	○ 警 察 に お け る 人 材 確 保 策 及 び 防 犯 対 策 等 に つ い て	国 民 民 主	五 味 委 員	○ 詐 欺 被 害 対 策 に つ い て	自 民 県 政 会	天 雲 委 員	○ 大 麻 事 犯 へ の 対 応 に つ い て	立 憲	米 田 委 員	○ ス ト ー カ ー 加 害 者 治 療 の 現 状 と 課 題 に つ い て	自 民 県 政 会	尾 崎 委 員	○ さ め き 浜 街 道 の 四 車 線 化 に 伴 う 交 通 安 全 対 策 に つ い て	国 民 民 主	三 木 議 員	○ 信 号 機 の 設 置 に よ る 交 通 安 全 に つ い て
自 民 県 政 会	大 山 議 員	○ サ イ バ ー 空 間 の 脅 威 へ の 的 確 な 対 処 に つ い て																								
国 民 民 主	山 本 議 員	○ 犯 罪 防 止 に 向 け た 取 組 に つ い て																								
立 憲	富 野 議 員	○ 警 察 に お け る 人 材 確 保 策 及 び 防 犯 対 策 等 に つ い て																								
国 民 民 主	五 味 委 員	○ 詐 欺 被 害 対 策 に つ い て																								
自 民 県 政 会	天 雲 委 員	○ 大 麻 事 犯 へ の 対 応 に つ い て																								
立 憲	米 田 委 員	○ ス ト ー カ ー 加 害 者 治 療 の 現 状 と 課 題 に つ い て																								
自 民 県 政 会	尾 崎 委 員	○ さ め き 浜 街 道 の 四 車 線 化 に 伴 う 交 通 安 全 対 策 に つ い て																								
国 民 民 主	三 木 議 員	○ 信 号 機 の 設 置 に よ る 交 通 安 全 に つ い て																								

公安委員会 説明資料 No. 2	指定自動車教習所に対する監督命令について	令和 7 年 4 月 10 日 交 通 部
報告事項 不適正な教習を実施した指定自動車教習所に対し、道路交通法の規定に基づく監督命令を実施し、その後再発防止策の履行を確認した。		
1 不利益処分の名宛人 教習所名 A自動車学校 設置者 甲男 管理者 乙男 2 不利益処分の内容等 (1) 不利益処分の内容 監督命令 ア 業務管理の徹底及び責任の所在の明確化 イ 再発防止策の策定報告 (2) 根拠規定 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 99 条の 7 第 2 項 (3) 処分年月日 令和 6 年 12 月 24 日 (4) 処分理由 令和 6 年 10 月 22 日、普通自動車（AT 限定免許）に係る技能（路上）教習において、教習生に対して仮運転免許証を交付してから教習を実施すべきところ、仮運転免許証の交付を怠り、かつ、担当した教習指導員が仮運転免許証の携帯確認を怠ったことから、仮運転免許証の交付を受けていない教習生に無免許の状態で教習車両を運転させ、路上教習を実施したことによる。 3 弁明機会の付与 不利益処分の名宛人に対して弁明の機会を付与したところ、原因となる不適正事案を認め、処分に対する異議はなく、再発防止に努めるとの弁明書が提出された。 4 指定自動車教習所による再発防止策 (1) 仮運転免許証の交付及び保管要領の見直し (2) 教習生が教習指導員に提出する技能教習の配車券に仮免許証の確認を含めた確認事項を印刷し、教習指導員が教習開始時に確認事項をチェックする。 (3) 管理者及び副管理者による、確認状況の抜打ちチェック及び昼礼時における指示 5 県警察としての再発防止策 (1) 技能検定員を対象とした法定講習（11 月 20 日から開催）において指導 (2) 管理者対象の管理者会議（12 月 11 日開催）において指導 (3) 当該自動車学校に対して随時検査（無通告の立入調査）を実施（3 月 14 日）し、再発防止策の履行状況を確認		